

令和3年(ワ)第7039号 国家賠償請求事件

原告 株式会社グローバルダイニング

被告 東京都

意見陳述要旨

令和3年(2021年)5月21日

東京地方裁判所 民事第42部A合議口係 御中

原告代表者代表取締役 長谷川 耕造

私は原告の、株式会社グローバルダイニング 代表取締役の長谷川耕造です。

本日は本訴訟についての私の思いを述べさせていただきます。

私は1950年に横浜で生まれました。

以来、民主主義の日本社会で生きて来たつもりです。

今月5月3日は憲法記念日、国民の祝日でした。

その日本国憲法が日本の民主主義と人権を守ってくれているものと信じています。

私共が訴訟に至ったキッカケは、特措法第45条による「営業時間を短縮しろ」という、東京都知事からの措置命令書の内容と発令の仕方が、憲法に違反していると思ったからです。

東京都からの措置命令書には、弊社グローバルダイニングに命令を出した理由として、

「緊急事態措置に応じない旨を強く発信するなど、他の飲食店の20時以降の営業継続を誘発するおそれがある」という記載がありました。

これを見て私は愕然としました。

今年1月の緊急事態宣言発出の際、私が弊社ウェブサイトに発信した内容は、

- 現在が「緊急事態」であるとは思えない
- 各国の状況を見て、ロックダウンでは感染のコントロールはできない
- 医療崩壊というが、対策が講じられなかっただけではないか
- 行政からの協力金などというサポートでは雇用は維持できない
- 以上の理由により営業時間の短縮の要請は受けない

といったものです。

これは私の意見であり、意見の発信は一切法律に触れるものではないと信じております。

措置命令書を見て

『この命令書は、憲法で保障された「表現の自由」の侵害なのではないか』と思いました。

そして、その日同じ命令を出されたのは、私たちが運営するレストラン 26 店舗と、他社の1店舗だけだったということを知りました。

「要請に応じていないのは東京で2000店舗ある」と東京都自身が言っているのに、です。

『これは「法のもとの平等」の侵害以外の何物でもない、
そしてこのような形で営業時間の制限を受けるのは「職業選択の自由」で保障された「営業の自由」の侵害に当たるのではないだろうか』

そのように思ったのです。

私は長年生きてきたので、社会には納得いかないことがあるのは珍しいことではない、ということはよく知っています。

しかこの命令は、民主主義の根幹をなす日本国憲法を、あからさまに無視したもの

のです。

私は飲食店経営者として、多くの従業員を抱えています。

飲食業にとって従業員は一番の宝です。

従業員の力によって会社は支えられているのです。

新型コロナウイルスが私たちの脅威となる前、2019年の12月には弊社全店舗で1700名以上の社員、アルバイトが働いてくれていました。

しかし1年後の2020年の12月には1250名程度まで減ってしまっております。

本当に忸怩たる思いがあります。

この間、私たちは会社存続のため、あらゆる施策を打ちました。

正社員の同意を得て、約1年間にわたり給与をカットさせてもらいました。

賃貸借店舗はオーナーにお願いをし、一部店舗で賃料の減額の協力をいただいています。

原材料の仕入れ業者にも、支払いの一時猶予をお願いしました。

さらに総額で15億3000万円の借り入れと、社会保険と税金の繰り延べが5億円弱。

会社存続のためだけに20億円の負債がうまれました。

苦しいのは私達飲食業だけではありません。

多くの取引先も大変な苦境に立たされています。

私達飲食店は、自分たち単独では存在をすることはできません。

多くの取引先によって営業ができております。その取引先が今、悲鳴を上げています。

毎月お支払いをしている取引先は、細かいところまで入れますと、およそ300

から350社になります。

あくまでも商売ですので、買うものが無ければお金も支払えません。

そのことに対して、取引先に対する責任というものはないのかもしれません。

しかし取引先が無ければ、肉や野菜を仕入れることが出来なければ、私達の商売は成り立たないです。

この新型コロナウイルスによる混乱は、行政の無策による部分も少なからずあり、怒りを隠せない思いはありますが、それはまた別の話です。

しかし、東京都知事からの、全く納得のできない、理不尽な命令で会社の経営が脅かされるなどということは、絶対にあってはならないことです。

このような思いで弁護団の先生方に相談したところ、今回の措置命令は、他にも多くの矛盾や違法性があることがわかつてきました。

私は法律家ではないので、この法廷の皆さんに伺いたいのです。

憲法違反を許してもいいですか？

違法な命令が許されるのですか？

是非この法廷で白黒をつけて頂きたいと切望します。

以上